

国際学会等での研究報告を行う会員に対する経費助成の募集について

「国際学会で中小企業に関する研究報告を行う本学会員に対する経費助成に関する内規」(2008年第29回会員総会で承認、2011年第32回会員総会で一部改定承認)により、海外で開催される国際学会等での研究報告を行う会員に対する経費助成が2009年度から実施されています。

これは、年齢50歳未満の当学会会員のうちで、国際学会等での研究報告を行う予定の人に対し、審査のうえ、一人20万円を限度として経費の助成金を学会から交付するものです(ただし、近年の本学会財政状態から、内規通りの運用が難しい場合もありうることをお含みください)。なお、2011年10月1日にて内規が一部改定されていますので、ご注意ください。

募集の要件は次のとおりです。応募される会員は、下記の各点を確認のうえ、応募に必要な書類を期限までに日本中小企業学会本部および会長宛にお送りください。

1. 応募には、実施細則による申請書式に基づき、以下の書類を提出してください。
 - (1) 申請書(所定の書式、こちらからダウンロード可能)
 - (2) 履歴書(現職の地位が常勤か非常勤かを明記)および業績書(過去3年間の公刊論文、著書および学会報告等)。
 - (3) 当該国際学会等からの報告の採択通知(メールのコピー可)。
 - (4) 採択された報告の要旨またはフルペーパー。
 - (5) 大学院生等で会員歴3年以内の者は、本学会会員である指導教員1名の推薦書が必要。

2. 募集の締め切りは、2012年4月16日(月)必着とします。

3. 宛先は、次の日本中小企業学会本部および会長宛にお送りください。

日本中小企業学会本部：〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1

兵庫県立大学大学院経営研究科 佐竹隆幸研究室気付
(TEL&FAX) 078-794-5649

E-mail: jasbs@mba.u-hyogo.ac.jp

日本中小企業学会会長：高田亮爾

E-mail: r_takada@kcc.zaq.ne.jp

4. 助成を受けた会員は、当該国際学会での報告後3か月以内に、日本中小企業学会論集に掲載する「国際学会研究発表報告」(当該学会の開催内容の概要、発表論文の要約及び質疑概要等を含む)を日本中小企業学会本部に提出することが義務となります。

5. 国際学会等での研究発表助成に関する詳しい内規、細則については、下記のページをご確認下さい。

日本中小企業学会「国際学会で中小企業に関する研究報告を行う本学会員に対する経費助成に関する内規」(2011年第32回会員総会にて一部改定承認)

日本中小企業学会 国際学会報告助成事業実施細則(修正版)

日本中小企業学会 2012年度国際学会等での報告助成申請書